10　税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前三項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び第七項の明細書又は前二項の明細を記載した書類の提出があった場合に限り、第一項から第四項までの規定を適用することができる。

第十条の二を第十条とする。

第十条の二の二第七項中「前二条の」を「前条の規定その他これに類する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める」に改め、同条第八項中「第十条第七項」を「前条第七項」に改め、同条第九項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条を第十条の二とする。

第十条の三を削る。

第十条の三の二第一項中「いう。以下この項」の下に「及び第四項」を、「第十条」の下に「から第十条の二の二まで」を加え、同項の表の第二号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同表の第三号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十五」を「次に掲げる当該給与等の額の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同欄に次のように加える。

イ　当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業を行う事業所に勤務する雇用者に対して支給する給与等の額　百分の十五

ロ　イに掲げる給与等の額以外の給与等の額　百分の九

第十条の三の二第三項中「第十条から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二条の規定

二　租税特別措置法第十条の五の四の規定

三　前二号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十条の三の二第四項を次のように改める。

4　第一項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が控除対象雇用者（同項の表の各号の第三欄に掲げる雇用者をいう。）に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、確定申告書に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

第十条の三の二第五項中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合、前項の明細を記載した書類の添付がない確定申告書の提出があった場合又は同項の控除対象雇用者に該当することを明らかにする書類の保存がない場合においても、その提出、添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十条の三を第十条の三の三とする。

第十条の三の三第二項中「第十条から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前三条の規定

二　租税特別措置法第十条の五の四の規定

三　前二号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十条の三の三第三項中「第十条の三第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「第十条の三の三第一項」を「第十条の三の二第一項」に改め、同条を第十条の三の二とする。

第十条の四第一項中「、第十条の二の二第三項及び第四項」を削り、「前三条の規定」を「前二条の規定その他所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の」を削り、「第十条の三の三第一項の規定を」を「第十条の四第一項に規定する政令で定める規定を」に改め、「とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあってはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、「震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を「当該政令で定める規定にあっては当該各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額」に、「震災特例法第十条第三項又は第四項の規定の」を「当該政令で定める規定の」に、「同条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額」を「調整前事業所得税額に類する金額として政令で定める金額」に、「、第十条の二第四項又は第十条の二の二第四項」を「又は第十条の二第四項」に、「に限り」を「該当するものその他これ」に、「又は」を「該当するもの、」に、「、第十条の二第五項若しくは第十条の二の二第五項」を「又は第十条の二第五項」に、「ものに限り」を「ものその他これらの金額」に改める。

第十条の五を削る。

第十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「第三項まで」を「この条」に改め、「合計額」の下に「（次項において「合計償却限度額」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該開発研究用資産を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十一条第三項中「第十条第八項第七号」を「第十条の二第二項第一号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用資産の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十一条に次の一項を加える。

5　税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書その他財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第十一条の二　削除

第十一条の三中「第十条から第十条の二の二まで若しくは第十条の五から前条まで」及び「第十条から第十条の二の二まで若しくは第十条の五から第十一条の二まで」を「第十条、第十条の二若しくは第十一条」に改める。